（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件の一部改正）

第二条　平成二十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条の六第七項第二号」を「第五条の六第九項第二号」に改め、同条第二項第二号中「第五条の三第十二項第五号」を「第五条の三第九項第五号」に改め、同条第三項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

様式中「第5条の3第12項第5号」を「第5条の3第9項第5号」に、「第5条の6第7項第2号」を「第5条の6第9項第2号」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

○法務省告示第六百五十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

第五号中「風俗営業若しくは」を「風俗営業、」に改め、「同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業」の下に「若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業」を加える。

第十五号及び別表第五第二号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第五号の改正規定は、同年六月二十三日から施行する。

○法務省告示第六百五十二号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第六百二十三号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号中「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）」を「特定活動告示」に改め、同号を第三号とし、第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）第三号又は第四号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員

二　特定活動告示第七号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十号、第三十一号、第三十三号、第三十四号、第三十八号若しくは第三十九号又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）第二条の表ニの項、ホの項若しくはチの項の下欄に掲げる活動を行おうとする者にあっては、本邦において本人を扶養することとなる者若しくは本邦に居住する本人の親族又は本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

○法務省告示第六百五十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

別表第二第二号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省告示第六百五十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

第五の二の2中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○外務省告示第四百四十七号

平成二十七年十二月十二日にニューデリーで、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十七年十二月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密軍事情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

ａ　「秘密軍事情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての防衛関連情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密軍事情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態、装備又は技術を含むあらゆる形態をとることができる。

ｂ　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密軍事情報を送付する締約国政府をいう。

ｃ　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府より秘密軍事情報の送付を受ける締約国政府をいう。

ｄ　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。